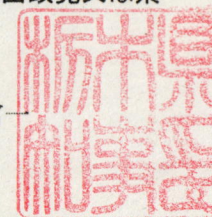


個人演説会等会場の施設の設備の程度及び公職の候補者等が納付すべき費用の額

公職選挙法第161条第1項の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会開催のための施設の設備の程度及び公職の候補者、候補者届出政党又は衆議院名簿届出政党等が納付すべき費用の額は次のとおりである。

平成26年 5月 2日

栃木県知事 福田 富一



施設の設備の程度及び費用額調書

名称	種別	聴衆席の面積 ㎡	設備の程度その他必要な事項				納付する費用額			
			照明	演壇	聴衆席	その他の事項		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
						弁士控室	その他			
栃木県 総合文化センター	メイン ホール	2,000.5	ボーダーライト2列 第1シーリングスポットライト1列	1 式	1,604席	楽屋	拡声装置1式 及び ダイナミックマイク2本 演台1式 司会者台1式	45,540円 (53,740円)	73,850円 (89,050円)	95,790円 (115,690円)
	サブ ホール	575.5	ボーダーライト1式 第5シーリングライト1列	1 式	448席	楽屋	拡声装置1式 及び ダイナミックマイク2本 演台1式 司会者台1式	22,960円 (25,960円)	33,970円 (39,870円)	42,510円 (50,410円)

- 付記
備考
- 納付する費用額の欄の括弧書は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日の額である。
- 1 施設の公営に要する経費所要見込額調別表(照明費、拡声装置費用その他に内訳し、計算の基礎を明らかにすること。)を添付すること。
 - 2 承認をうけた事項を変更する申請の場合には、既に承認をうけた事項は黒書し変更する事項を朱書すること。